

燕・弥彦地域公共交通計画策定業務委託について、公募型プロポーザルを次のとおり実施する。

令和 6 年 4 月 24 日

燕・弥彦地域公共交通会議
会長 燕市長 鈴木 力

燕・弥彦地域公共交通計画策定業務に関するプロポーザル実施・募集要領

1 目的

この要領は、燕・弥彦地域公共交通計画策定業務を委託するにあたり、業務を円滑に遂行するために、優れた企画提案の内容や価格等を総合的に評価できる公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）により事業者を選定するために必要な事項を定めるものとする。

2 事業概要

- (1) 業務名 燕・弥彦地域公共交通計画策定業務委託
- (2) 業務内容 燕・弥彦地域公共交通計画策定業務委託仕様書のとおり
- (3) 委託期間 燕・弥彦地域公共交通計画策定業務委託仕様書のとおり

3 提案限度額

9, 845, 000円（消費税及び地方消費税を含む）以内とする。
※この額は予算額であり、予定価格ではない。

4 実施スケジュール

項目	日程等
参加申し込みの提出	4月24日（水）から5月22日（水）午後5時まで
質問書の提出	4月24日（水）から5月10日（金）午後5時まで
質問最終回答日	5月15日（水）
企画提案書の提出	5月16日（木）から5月28日（火）午後5時まで
プレゼンテーション実施	6月4日（火）
選考結果通知	6月5日（水）
契約締結	6月中旬（予定）

※上記日程は予定であり、変更する場合がある。

5 選考方法

(1) 選定委員会

厳正かつ公平に審査を行うため、燕・弥彦地域公共交通計画策定業務委託事業者選定委員会選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置する。

(2) 審査及び配点

本プロポーザルの審査は、「別紙1 評価基準」に基づいて選定委員会が行うものとする。

(3) プレゼンテーション審査

プロポーザル参加者は、企画提案書に基づき、以下のとおりプレゼンテーションを実施する。

ア プレゼンテーション時間

1 事業者あたり 20 分（別途準備 5 分、質疑応答 10 分）程度とする。

イ 実施日時

令和 6 年 6 月 4 日（火）

ウ 場所

燕市役所（燕市吉田西太田 1934 番地）

エ その他

- ・プレゼンテーションは、事前に提出された企画提案書を基に行うこととし、当日の追加資料配付などの説明は不可とする。ただし、説明の補足用としてパワーポイント等の利用は可とする。
- ・プレゼンテーション出席者は 3 名までとし、本業務実施体制に記載されている者が実施すること。
- ・プレゼンテーションに使用する機器のうちスクリーン及びプロジェクターは事務局が用意し、パソコンを使用する場合は参加者が持参する。なお、プロジェクターへの接続は HDMI 端子とする。
- ・詳細な日程については、後日参加者に通知する。

(4) 契約候補者の選定

ア 選定の手順

審査における合計点が基準（6 割以上）に達した者で、最高得点者を契約候補者として選定する。なお、最高得点者が 2 者以上になった場合は、選定委員会の委員長が決定することとする。

イ 審査（選考）結果

令和 6 年 6 月 5 日（水）に参加した全ての者に文書により通知し、燕市及び弥彦村のホームページに公表する。

なお、審査（選定）結果等についての異議申立ては、一切受け付けない。

6 契約締結

(1) 契約締結

事務局は審査で決定した随意契約の相手方となる契約候補者と事業の実施などに関する細目的事項について改めて協議の上、契約を締結する。ただし、企画提案に虚偽等が判明した場合、企画提案が契約に反映されない場合、又は協議が整わなかった場合は、次点の候補者との協議を開始する。

(2) 契約内容

契約内容は本実施・募集要領及び企画提案書等に従うこととし、その他必要な事項は協議の上、決定する。

(3) 事業の継続が困難になった場合の措置

ア 委託先等の責めに帰すべき事由の場合

委託先等の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難になった場合は、事務局が契約の取消しをすることができる。

イ その他の事由による場合

災害その他の不可抗力等、委託先等の責めに帰すことのできない事由により、事業の継続が困難になった場合は、事業の継続の可否等について協議する。

(4) 事業の履行にあたり疑義が生じた場合の措置

契約書解釈に疑義が生じた場合又は契約書に定めのない事項が生じた場合には、事務局と委託先等は誠意をもって協議する。

7 参加資格の要件

本プロポーザルに参加できるものは、以下の全ての要件を満たすものとする。なお、参加者は候補者決定までの間に、本要領に定める参加資格の要件を満たさなくなった場合は、その参加資格を失うものとする。

- (1) 仕様書に定める業務について業務遂行能力を有し、適正な実施体制を有すること。
- (2) 令和5・6年度燕市入札参加資格者名簿（建設コンサルタント）もしくは令和6・7年度弥彦村入札参加資格者名簿（建設コンサルタント）に登録されていること。
- (3) 本業務委託の公募開始の日から業務委託契約締結の日までの間のいずれかの日においても、燕市もしくは弥彦村から指名停止を受けている者でないこと。
- (4) 過去5年以内に、国又は地方公共団体の発注による本業務の内容と同種の業務を元請として受注した実績を有する者であること。なお、同種の業務とは、地域公共交通計画もしくは地域公共交通利便増進計画の策定業務とする。
- (5) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立てが行われていないこと。
- (7) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (8) 燕市暴力団排除条例（平成24年燕市条例第2号）第2条に規定する暴力団又は暴力団員に該当しないこと。
- (9) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者でないこと。
- (10) 新潟県内に本社（店）、支社（店）又は営業所を有すること。
- (11) その他、法令等に違反していないこと又は違反する恐れがないこと。

8 参加申し込みの手続き

(1) 提出書類

本プロポーザルに参加する意思がある場合は、以下の書類を提出すること。

- | | |
|-------------|----|
| ①参加申込書（様式1） | 1部 |
| ②事業者概要（様式2） | 1部 |

③業務経歴書（様式3）

1部

(2) 提出方法

持参又は郵送とする。ただし、郵送の場合は提出期日内必着とする。また、事務局は郵送事故等に
伴う損害に関しては一切の責任を負わないものとする。

(3) 受付期間

令和6年4月24日（水）～5月22日（水）午後5時【必着】

(4) 辞退届の提出

参加申し込み後、本プロポーザルへの参加を辞退する者は、辞退届を次の方法で提出すること。

①提出書類 辞退届（様式10）

②提出方法 持参又は郵送

(5) 提出先

燕・弥彦地域公共交通会議事務局（燕市都市計画課）

（14 担当部署 参照）

9 質疑・応答

(1) 提出書類 質問書（様式8）

(2) 提出方法 電子メールのみ

(3) 提出期限 令和6年5月10日（金）正午まで

(4) 提出先 8（5）と同じ

(5) 回答方法 提出された質問に対し、令和6年5月15日（水）午後5時までに燕市および弥彦村
ホームページにて随時回答を公開。

10 企画提案書の提出

参加申込書を提出した者は次のとおり提案書を提出すること。

(1) 提出書類

ア 企画提案書（様式4）

代表印押印の上、企画提案書の表紙として提出すること。

イ 提案内容（任意様式）

- ・仕様書に基づき、別紙1「評価基準」を踏まえたうえで、企画提案書を作成すること。
- ・提案主旨やアピールしたいポイントなどを簡潔にわかりやすく記述し、意思表示は明確に
すること。
- ・仕様書の各項目から詳細な実施スケジュールを作成するとともに、委託者と受託事業者の
役割を区分し提案すること。
- ・先進事例や関係法令、上位計画・関連計画を踏まえ、燕市及び弥彦村の地域性、中・長期的
な視点、貴社独自の取組を含めて提案すること。

ウ 業務実施体制（様式5）

業務の実施体制、分担業務の内容について記載すること。

エ 配置予定技術者調書（様式6）

管理技術者、主たる担当技術者の氏名、経歴、実績等について記入すること。なお、保有資格および業務実績については、証明できる書面の写しを添付すること。

オ 提案価格書（様式7）

本業務の提案見積価格を記載すること。また、内訳書（様式任意）を添付すること。

(2) 共通事項

- ・用紙はA4版、横書き、文字サイズ12ポイント以上とする。（モノクロ、カラーは問わない。）
- ・企画提案書は表紙を除いて20ページ以内で両面印刷とする。ただし、A3版の資料を挿入する場合は、片面印刷とし、A4版2ページ分とカウントする。（A4サイズに折ること。）

(3) 提出部数

ア～オの順序で、左2箇所をホチキス止めし、インデックスを付けて提出すること。また、合わせて電子データをCD-Rにて提出すること。

- ・正本 1部（代表者押印のもの）
- ・副本 15部（正本の写し）
- ・CD-R 1枚

(4) 提出方法

8（2）と同じ。

(5) 提出先

8（5）と同じ。

(6) 提出期間

令和6年5月16日（木）から5月24日（金）午後5時まで【必着】

10 参考資料および関連情報

参加申し込みをした事業者については、必要に応じて、事務局へ次の資料を求めることができることとする。

(1) 求めることができる資料

- ・令和5年度燕・弥彦地域公共交通計画策定準備業務委託の報告書
- ・高校生アンケート調査の集計データ

(2) 提出書類

資料要求書（様式9）

(3) 提出方法

電子メールのみ

(4) 提出期限

令和6年5月10日（金）正午まで

(5) 提出先

8（5）と同じ

11 失格に関する事項

- (1) 前記「7 参加資格の要件」を満たさないとき。

- (2) 提案書等の提出日、提出場所、提出方法等が本要領の定めに適合しないとき。
- (3) 提案書等に虚偽の内容が記載されていることが判明したとき。
- (4) 「参加申込書を提出した日」から「選定委員会において選定が終了するまで」の間、審査委員や事務局職員などの関係者にプロポーザルに対する援助を直接もしくは間接に求めたとき。
- (5) 審査委員会に対する公正な審査を妨げたとき。

1 2 提案書の取り扱い

- (1) 提案書提出後において、提案書の選定までの間は提案書に記載された内容の変更は認めない。
- (2) 提出された提案書等は複製を作成する場合がある。
- (3) 提出された全ての提案書は返却しない、なお、提案書は、契約に至った場合に使用する他は選定以外には使用しないものとし、燕市の文書規定等に従い、責任をもって、管理・破棄を行う。
- (4) 提出された提案書は燕市情報公開条例に基づき公開請求により公開する場合があるが、企業秘密など、公開することで企業に不利益を与えるおそれのあるものについては、原則として公開しないものとする。

1 3 その他留意事項

- (1) 本提案に要する一切の費用については、参加者の負担とする。
- (2) 参加者はプロポーザルの参加に当たり知り得た内容・情報は他人に漏らさないこと。
- (3) 提案事業者が1者のみの場合であっても、審査を実施する。
- (4) 企画提案書等に用いる言語は日本語、通貨は日本円とする。
- (5) この実施要領に定めのない事項については、必要に応じて委託者と受託者とが協議して定めるものとする。

1 4 担当部署

燕・弥彦地域公共交通会議事務局（燕市都市整備部都市計画課都市計画係）

住 所：〒959-0295 新潟県燕市吉田西太田1934番地

電 話：0256-77-8263（直通）

F A X：0256-92-2118

メールアドレス：toshikei@city.tsubame.lg.jp